

令和4年第1回定例会（2月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

福祉環境委員会提出資料

—— 当初予算・議案関係 ——

令和4年2月24日

健康福祉部

目 次

◎ 当初予算関係

【健康福祉部】

- ・ 令和４年度健康福祉部の主要施策について 1

【福祉政策課】

- ・ 新複合化相談施設整備事業 2

【地域・家庭福祉課】

- ・ 成年後見制度利用促進事業 3
- ・ 子ども虐待防止対策事業 4
- ・ 家庭養護推進体制整備事業 5
- ・ 施設の小規模・多機能化等推進事業 6
- ・ 生活保護費 7

【長寿社会課】

- ・ 地域でつなぐ認知症支援推進事業 8
- ・ 老人福祉施設等環境整備事業 10
- ・ 地域介護福祉施設等整備事業 11
- ・ 介護保険制度基盤強化推進事業 13
- ・ 介護人材確保対策事業 14
- ・ ケアラー支援・普及啓発事業 17
- ・ （新）介護職員処遇改善支援事業 19

【国保・医療指導室】

- ・ 保険基盤安定等負担事業 20
- ・ 福祉医療費等助成事業 21
- ・ 国民健康保険事業 22

【障害福祉課】

- ・ 障害者県地域生活支援事業 24
- ・ 障害者総合支援法等推進事業 26
- ・ 障害者差別解消推進事業 27
- ・ （新）医療的ケア児等総合支援事業 29
- ・ 障害児・者施設整備補助事業 30
- ・ ひきこもり対策推進事業 31

【健康づくり推進課】

- ・ 生活習慣病対策事業 32
- ・ 「あきた健康宣言！」推進事業 33
- ・ 健（検）診受診率向上総合対策事業 35
- ・ がん対策総合推進事業 37

【保健・疾病対策課】

・ 心はればれ県民運動推進事業	4 0
・ 妊娠・出産への健康づくり支援事業	4 3
・ 感染症対策事業	4 6

【医務薬事課】

・ 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業	4 8
・ 医療保健福祉計画推進事業	4 9
・ 医療のデジタル化推進事業	5 0
・ （新）呼吸器疾患診療体制確保事業	5 1
・ （新）高齢者医療先端研究センター支援事業	5 2
・ 救急医療対策事業	5 3

【医療人材対策室】

・ 医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業	5 4
・ 東北で育てる秋田の医師養成事業	5 6
・ （新）看護職員等処遇改善事業	5 8

◎ 議案関係

【地域・家庭福祉課】

・ 秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案の概要について	5 9
・ 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要について	6 1

【長寿社会課】

・ 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について	6 3
---------------------------------------	-----

【国保・医療指導室】

・ 秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案の概要について	6 6
--	-----

【障害福祉課】

・ 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要について	6 8
---	-----

【医療人材対策室】

・ 秋田県看護職員修学資金貸与条例及び秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例案の概要について	7 2
---	-----

令和4年度 健康福祉部の主要施策について

健康福祉部

◎新プラン 戦略5（健康・医療・福祉）

目指す姿1 健康寿命日本一の実現

- ✓ **健康教育の推進**
 - ・健康寿命日本一クイズの製作
 - ・リモートによる健康づくり出前講室
- ✓ **生活習慣の改善・健康づくりの意識の向上**
 - ・「秋田スタイル健康な食事」の普及・定着による食習慣の改善
 - ・循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ✓ **I C Tを活用した健康づくりの促進**
 - ・ウォーキングアプリを活用した県民参加型の運動イベントの開催
- ✓ **地域における健康づくり人材の育成**
 - ・健康長寿推進員のフォローアップと活動支援
- ✓ **特定健診・がん検診の受診率の向上**
 - ・健（検）診受診率向上のための啓発
 - ・かかりつけ医・歯科医・薬局等による受診勧奨の促進

目指す姿2 安心で質の高い医療の提供

- ✓ **大学等と連携した医療人材の育成**
 - ・若手医師・女性医師の育成と地域の診療支援
- ✓ **がん診療機能の強化**
 - ・腫瘍内科医の派遣によるがん診療拠点病院等の薬物療法の充実強化
- ✓ **働き方改革に向けた医療従事者の勤務環境の改善**
 - ・医療勤務環境改善支援センターによる医療機関に対する専門アドバイザー派遣・相談支援
 - ・女性医師の離職防止や復職・キャリアアップへの支援
- ✓ **三次救急医療提供体制の強化**
 - ・県北地区への地域救命救急センターの設置に向けた大館市立総合病院の体制整備への支援
- ✓ **がん患者に対する支援の強化**
 - ・在宅療養を希望する若年がん患者の福祉サービス利用の費用に対する支援
- ✓ **医療のデジタル化の推進**
 - ・オンライン診療の活用モデルの構築に対する支援
 - ・ネットワークシステムを活用した患者の診療情報の共有化
- ✓ **人口減少下における医療提供体制の確保に向けた取組**
 - ・若手医師中心の地域医療構想ワーキンググループ等による協議
- ✓ **新興感染症対策**
 - ・第二種感染症病床の増床への支援
 - ・大学と連携した感染症専門人材の養成

目指す姿3 高齢者と障害者の暮らしを支える体制の強化

- ✓ **介護ロボット・I C Tの利用促進**
 - ・職員の負担軽減等のための介護ロボットやICTの導入支援
- ✓ **介護施設等における防災対策の推進**
 - ・介護施設等における防災リーダーの養成
- ✓ **障害への差別・偏見の解消に向けた取組の推進**
 - ・「こころのバリアフリー」の推進のための普及啓発や研修の実施
- ✓ **介護サービス事業所認証評価制度の普及**
 - ・職員の処遇改善や育成等に取り組む事業所の普及促進
- ✓ **認知症の人と家族等を地域で支える体制づくり**
 - ・認知症の人やその家族のニーズと地域の支援者をつなぐ「チームオレンジ」の取組の推進
- ✓ **医療的ケア児者への支援**
 - ・医療的ケア児への相談支援を行う「医療的ケア児支援センター」の設置
 - ・「キッズ・ナラティブブック秋田」の構築に向けた支援
- ✓ **介護サービス事業者の法人間連携への支援**
 - ・サービス継続と業務効率化に向けた社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援や法人間連携プラットフォームの設置
- ✓ **高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止の推進**
 - ・多様な関係者の協働による自立支援型地域ケア会議の推進

目指す姿4 誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現

- ✓ **包括的な相談支援体制の整備**
 - ・複雑・多様化した福祉ニーズに対応する市町村の重層的支援体制の整備の促進
- ✓ **民・学・官・報の連携強化による自殺予防対策の推進**
 - ・県民への意識調査の実施や自殺未遂者支援モデルの構築への支援
- ✓ **新複合化相談施設の開設に向けた取組**
 - ・効率的・効果的な相談体制の構築
- ✓ **ひきこもり状態にある人を支える体制づくり**
 - ・市町村における相談支援体制の整備の促進
- ✓ **児童虐待対応等の強化**
 - ・児童相談所機能を補完する「児童家庭支援センター」の設置
- ✓ **ケアラーへの支援**
 - ・当事者同士が悩みを相談し合えるオンライン集いの場の開設
 - ・SNSを活用した相談プラットフォームの構築
- ✓ **児童自立支援施設の機能強化に向けた取組**
 - ・老朽化している「千秋学園」の建替え等の検討
- ✓ **成年後見制度の利用促進**
 - ・利用促進に向けた研修の充実や成年後見制度への円滑な移行の支援

◎新プラン 戦略4（未来創造・地域社会）

目指す姿2 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会の実現

- ✓ **不妊治療への支援**
 - ・不妊治療に要する費用の負担軽減のための助成
 - ・妊娠・出産に係る医学的な知識の習得に向けた普及啓発

【新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保に向けた取組】

- ✓ **感染の拡大局面を見据えた入院医療体制の強化**
 - ・患者受入れ医療機関における入院病床の確保に対する支援
 - ・医療機関等における感染拡大防止対策への支援
 - ・軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の確保
 - ・自宅療養者への支援
- ✓ **P C R等検査体制の強化**
 - ・PCR等検査機器の導入等による検査体制の強化
 - ・検体採取を行う外来医療機関の体制確保への支援
- ✓ **ワクチン接種体制の確保**
 - ・市町村等における接種体制の確保に係る支援
 - ・市町村等では対応が困難な専門的相談体制の確保

事業概要

福祉政策課

事業名	内容
新複合化相談施設整備事業 1,425,744千円 (国) 279,281 (債) 915,600 (一) 230,863	1 事業目的 中央児童相談所、女性相談所（陽光園を含む）、福祉相談センター及び精神保健福祉センターについて、老朽化した施設の更新や一時保護に係る生活環境の改善、各施設の連携による相談機能の向上等を図ることを目的に、これらの施設を複合化した新たな福祉相談施設を整備する。 2 事業内容 (1) 建築工事 1,325,790千円 ①建築工事費（本体・外構） 1,300,796千円 ②委託料（設計・工事監理） 23,142千円 ③事務費 1,852千円 継続費設定額 1,681,931千円 R3年度 356,141千円 R4年度 1,325,790千円 (2) 備品等 99,954千円 3 今後のスケジュール 本体工事 R3年10月～R4年11月 外構工事 R4年9月～R5年3月 備品等の搬入 R5年1月～R5年2月 引越作業 R5年2月～R5年3月 供用開始 R5年4月（予定） ※引越作業等の費用については、令和4年9月議会に計上予定。 <施設の完成イメージ> 

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内容
成年後見制度利用促進事業 11,286千円 (国 5,642) (一 5,644)	1 事業目的 判断能力が不十分な高齢者等の権利を擁護するため、関係機関等と連携して成年後見制度の利用を促進する。 2 実施主体 県 3 事業内容 秋田県社会福祉協議会に委託し、次の取組により市町村の成年後見制度の利用体制整備を支援する。 (1) 成年後見制度に関する実務研修会 対象等：市町村、市町村社会福祉協議会等（2回） (2) 市町村の体制整備に関する巡回支援 対象等：市町村（10回） (3) 市町村と司法関係機関等の連携体制構築に向けた会議 参加者：市町村、市町村社会福祉協議会、家庭裁判所等 回数：全県域（2回）、地域別（6回） (4) ⑧意思決定支援研修 本人の意思や希望を尊重した意思決定支援のあり方等を学ぶための研修会を開催 対象等：一般県民、市町村等関係機関の職員等（1回） (5) ⑧法人後見受任体制整備研修 法人後見の担い手を育成するための研修会を開催 対象等：市町村社会福祉協議会等（1回） (6) ⑧日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援 日常生活自立支援事業の利用者が、適切に成年後見制度へ移行できるよう、個別ケース検討等を実施 参加者：市町村、市町村社会福祉協議会、家庭裁判所等 （12回）

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内 容
子ども虐待防止対策事業 (虐待対応推進事業) 24,166千円 (国 12,065) (諸 12) (一 12,089)	1 事業目的 児童虐待の防止や早期対応を図るため、児童相談対応支援員を配置するとともに、虐待を未然に防ぐためのSNSによる相談体制等の構築等を進める。 2 実施主体 県 3 事業内容 (1) 児童相談対応支援員の配置事業 4,757千円 児童相談業務を支援する非常勤職員を北・南児童相談所に1名ずつ配置し、十分な相談体制を確保する。 (2) 児童虐待再発防止事業 780千円 児童虐待を行った保護者に対して、了承を得た上で臨床心理士等のカウンセリングにより心理的なケアを行う。 (3) ⑧ 児童虐待防止のためのSNS相談体制構築事業 18,340千円 子どもや、子育てに悩んでいる保護者等からの相談をSNSで受け付け、虐待の未然防止や早期対応を図る。 ・相談体制 平日10時～20時(時間外は電話対応) ・運営体制 外部委託(社会福祉士等の有資格者が対応) ・スケジュール 令和4年7月から運用予定 (4) 市町村子ども家庭総合支援拠点研修事業 289千円 児童相談体制の強化に向けて、県内各市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置を進めていく必要があることから、市町村担当者向けの研修会を開催する。

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内 容
家庭養護推進体制整備事業 29,822千円 (国 16,777) (一 13,045)	1 事業目的 要保護児童の里親委託を一層推進するため、里親養育を包括的に支援する体制を整備し、里親の新規開拓から児童の自立までを一貫して支援する。 2 実施主体 県 3 事業内容 (1) 里親委託推進事業 15,693千円 ①フォスタリング事業 14,071千円 乳児院等に対し、里親制度の普及啓発、里親研修、マッチング、アフターフォローなどの取組を委託 ②里親会が実施する事業への支援 250千円 里親制度の普及啓発や、ふれあい交流会の開催等の取組に対し助成 ③専門里親の養成支援 849千円 専門里親養成研修の参加に要する費用等を助成 ④里親賠償責任保険等 523千円 委託児童の行為により生じる賠償責任保険の保険料及び委託解除児童の身元保証に係る保証料を助成 (2) ファミリーホーム等開設支援・環境改善事業 10,529千円 ファミリーホームの開設及び環境改善に要する費用を助成する。 補助先 2か所（北秋田市、大館市） 補助率 10／10（国1／2、県1／2） (3) ファミリーホーム支援事業 3,600千円 児童が抱える個別の事情に応じたケアを行うため、養育補助者の雇用に要する費用を助成する。 補助先 2か所（大館市、大仙市） 補助率 10／10（国1／2、県1／2） 限度額 20万円／月

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内容
施設の小規模・多機能化等推進事業 10,898千円 (国 5,573 ー 5,325)	1 事業目的 できる限り良好な家庭的環境での養育を行うため、乳児院及び児童養護施設の機能を高めるほか、児童の相談支援体制を強化する。 2 実施主体 県 3 事業内容 (1) 基幹的職員研修事業 67千円 全国指導者養成研修に施設職員を派遣し、基幹的職員研修の講師を養成する。 (2) ⑧医療機関等連携強化事業 2,782千円 施設において、医療機関との連絡調整、通院・入院の付き添い、健康管理等を担う職員の配置に要する経費を助成する。 補助先 秋田赤十字乳児院 補助率 2／3（国1／2、県1／2） (3) ⑧児童養護施設等ICT化推進事業 750千円 児童養護施設等における職員の情報共有や業務負担軽減等を進めるため、施設のICT化に要する経費を助成する。 補助先 感恩講児童保育院 補助率 3／4（国1／2、県1／4） 補助基準限度額 1,000千円 (4) ⑧児童家庭支援センター運営事業 7,299千円 児童相談所の補完的な役割を果たし、市町村への援助や要保護児童等の支援等を行う児童家庭支援センターの運営に要する費用を助成する。 開設場所 にかほ市 開設時期 令和4年10月予定

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内 容
生活保護費 1, 581, 012千円 (国 1, 099, 272 諸 1 ー 481, 739)	1 事業目的 「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護及び支援を行う。 2 実施主体 県（県は町村の事務を行う。） 3 事業内容 (1) 保護施設事務費負担金 46, 550千円 ・補助対象 保護施設 ・対象経費 県が入所措置した要保護者が入所等している施設の運営費 ・負担率 国3／4、県1／4 (2) 市保護費負担金 107, 880千円 ・補助対象 市 ・対象経費 住所がない又は不明等の要保護者に対して、市が支弁した保護費等 ・負担率 国3／4（直接補助）、県1／4 (3) 扶助費 1, 419, 112千円 ・内 容 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等 ・負担率 国3／4、県1／4 (4) 医療等審査費 7, 470千円 ・委託先 社会保険診療報酬支払基金秋田支部 秋田県国民健康保険団体連合会 ・対象経費 診療報酬明細書の審査事務費及び医療費の医療機関への支払い事務費 介護報酬明細書の審査事務費及び介護費の介護機関への支払い事務費 等

事業概要

長寿社会課

事業名	内容
地域でつなぐ認知症支援推進事業 64,635千円 (国 28,246 入 8,127 ー 28,262) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域で支える体制を強化する。 2 事業内容 (1) 医療支援体制連携強化事業 57,696千円 ①認知症疾患医療センター運営費 委託先 市立秋田総合病院ほか 8 医療機関 ②認知症対応力向上研修 委託先 (一社) 秋田県医師会 ほか 対 象 かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・病院勤務の看護職員に加えて、診療所・介護事業所等で勤務する看護職員 ③若年性認知症支援推進事業 ・若年性認知症支援コーディネーター配置(2名) 配置先 県立リハビリテーション・精神医療センター (2) 福祉支援体制連携強化事業 3,082千円 ・認知症初期集中支援チーム員研修 ・認知症地域支援推進員研修 (3) 地域支援体制連携強化事業 3,857千円 ①認知症施策推進ネットワーク事業 ・秋田県認知症施策推進ネットワーク会議 構成員 家族会、県医師会、県歯科医師会、認知症疾患医療センター、弁護士会、県警察本部、県民生児童委員協議会、介護施設団体 等 計16名 ②認知症サポーター養成事業 ・キャラバン・メイト養成研修 ・認知症サポーター養成講座 ・オレンジ・チューター養成研修 ・チームオレンジコーディネーター研修

	③権利擁護利用促進事業（市町村事業） ・市町村が行う市民後見人推進事業に対する補助 対象経費 後見人養成講座 交 付 先 横手市 ④認知症の予防に資する事業 ・認知症予防部会 内 容 認知症の発症遅延や発症リスクの低減につながる取組等を検討 構成員 家族会（若年性認知症）、県医師会、秋田大学、認知症疾患医療センター、協会けんぽ、地域包括支援センター 等 計 9 名 ・認知症地域支援推進員研修会 内 容 認知症の予防に資するとされている「コグニサイズ」の取組の紹介等 ・本人と家族の支援に向けた環境づくり 内 容 家族会、認知症カフェ等の場を訪問し、認知症の人や家族及び市町村との意見交換を行い、ニーズに沿った支援体制の充実を図る。
	○認知症地域支援推進員 市町村の認知症施策の推進、認知症や家族等への相談対応、関係機関との連携構築、地域支援づくり等を担う。（主に地域包括支援センターの保健師、社会福祉士等） ○認知症サポーター 認知症に対する正しい知識を持って、認知症の人や家族を応援する者。 ○キャラバン・メイト 認知症サポーター養成講座の講師。（県・市町村職員等） ○チームオレンジ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、早期から継続的に認知症の人や家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。 ○オレンジ・チューター チームオレンジのメンバー等に対する研修の講師。 国が実施する研修を受講し、チームオレンジに関する知識や支援技術を学ぶ。 ○チームオレンジコーディネーター チームオレンジの立ち上げや運営支援のほか、関係機関等との連携体制構築など、中心的な役割を担う。（市町村が配置） ○コグニサイズ 国立長寿医療研究センターが開発した、運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語。 英語のcognition（認知）とexercise（運動）とを組み合わせている。

事業概要

長寿社会課

事業名	内容
老人福祉施設等環境整備事業 477,145千円 (債 445,200) (ー 31,945)	1 事業目的 在宅生活が困難な高齢者の身体的、精神的な健康の維持及び向上を図るため、特別養護老人ホーム等の整備を支援する。 2 実施主体 社会福祉法人等 3 事業内容 (1) (福) 水交苑 189,945千円 ・施設種別 特別養護老人ホーム ・建設予定地 大館市字下綱 ・整備区分 移転改築 ・定員 100人(従来型) ※2か年事業 令和4年度 189,945千円 令和5年度 111,555千円 (2) (福) 相和会 287,200千円 ・施設種別 養護老人ホーム ・建設予定地 横手市上境字大上境 ・整備区分 創設 ・定員 80人 ※養護老人ホーム映月荘と養護老人ホームひらか荘(設置運営：横手市)の再編整備に伴う創設

事業概要

長寿社会課

事業名	内 容																																																												
地域介護福祉施設等整備事業 485,309千円 (Ⓐ 485,309) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 「市町村介護保険事業計画」及び「県介護保険事業支援計画」等に基づき、各地域において必要な地域密着型サービスを提供する施設等の整備及び施設の円滑な開設を促進するため、必要な経費について支援する。 2 実施主体 市町村、社会福祉法人等 3 事業内容 (1) 地域密着型サービス施設等整備事業 230,720千円 住み慣れた地域で安心して暮らすため、住民のニーズに対応したサービスを提供する施設等の整備に要する経費を補助する。 <table><tr><th>所在地</th><th>施設種別</th><th>事業者</th><th>定員</th><th>補助額</th></tr><tr><td>大館市</td><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>(有) トータルケア心堂</td><td>29</td><td>33,600</td></tr><tr><td>由利本荘市</td><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>(NPO) コミュニティケア大内</td><td>9</td><td>33,600</td></tr><tr><td>大仙市</td><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>(福) あけぼの会</td><td>29</td><td>129,920</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>(株) ユウメディカル</td><td>9</td><td>33,600</td></tr></table> (2) 介護施設開設準備経費等支援事業 141,124千円 ①介護施設等開設等前準備経費 介護保険施設等において開設時から質の高いサービスが提供できるよう、職員研修の開催、備品購入等に要する経費を補助する。 <table><tr><th>所在地</th><th>施設種別</th><th>事業者</th><th>定員</th><th>補助額</th></tr><tr><td>大館市</td><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>(有) トータルケア心堂</td><td>9</td><td>7,551</td></tr><tr><td>能代市</td><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>(福) のしろ汐風会</td><td>20</td><td>14,000</td></tr><tr><td>由利本荘市</td><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>(NPO) コミュニティケア大内</td><td>9</td><td>7,551</td></tr><tr><td>大仙市</td><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>(福) あけぼの会</td><td>29</td><td>24,331</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>(株) ユウメディカル</td><td>9</td><td>7,551</td></tr><tr><td>横手市</td><td>養護老人ホーム</td><td>(福) 相和会</td><td>80</td><td>67,120</td></tr></table>	所在地	施設種別	事業者	定員	補助額	大館市	看護小規模多機能型居宅介護事業所	(有) トータルケア心堂	29	33,600	由利本荘市	認知症高齢者グループホーム	(NPO) コミュニティケア大内	9	33,600	大仙市	地域密着型特別養護老人ホーム	(福) あけぼの会	29	129,920	美郷町	認知症高齢者グループホーム	(株) ユウメディカル	9	33,600	所在地	施設種別	事業者	定員	補助額	大館市	看護小規模多機能型居宅介護事業所	(有) トータルケア心堂	9	7,551	能代市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) のしろ汐風会	20	14,000	由利本荘市	認知症高齢者グループホーム	(NPO) コミュニティケア大内	9	7,551	大仙市	地域密着型特別養護老人ホーム	(福) あけぼの会	29	24,331	美郷町	認知症高齢者グループホーム	(株) ユウメディカル	9	7,551	横手市	養護老人ホーム	(福) 相和会	80	67,120
所在地	施設種別	事業者	定員	補助額																																																									
大館市	看護小規模多機能型居宅介護事業所	(有) トータルケア心堂	29	33,600																																																									
由利本荘市	認知症高齢者グループホーム	(NPO) コミュニティケア大内	9	33,600																																																									
大仙市	地域密着型特別養護老人ホーム	(福) あけぼの会	29	129,920																																																									
美郷町	認知症高齢者グループホーム	(株) ユウメディカル	9	33,600																																																									
所在地	施設種別	事業者	定員	補助額																																																									
大館市	看護小規模多機能型居宅介護事業所	(有) トータルケア心堂	9	7,551																																																									
能代市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) のしろ汐風会	20	14,000																																																									
由利本荘市	認知症高齢者グループホーム	(NPO) コミュニティケア大内	9	7,551																																																									
大仙市	地域密着型特別養護老人ホーム	(福) あけぼの会	29	24,331																																																									
美郷町	認知症高齢者グループホーム	(株) ユウメディカル	9	7,551																																																									
横手市	養護老人ホーム	(福) 相和会	80	67,120																																																									

②大規模修繕の際に行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援
介護施設等において、大規模修繕する際に、介護ロボット等を導入するために要する経費を補助する。

所在地	施設種別	事業者	定員	補助額
湯沢市	サービス付き高齢者向け住宅(介護付)	(株) J A W A 秋田	31	13, 020

(3) 特別養護老人ホーム等空間整備事業

4, 4 0 4 千円

特別養護老人ホームの多床室におけるプライバシー保護のための改修に要する経費を補助する。

所在地	施設種別	事業者	定員	補助額
東成瀬村	特別養護老人ホーム	東成瀬村	50	4, 404

(4) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 0 9, 0 6 1 千円

介護人材を確保するため、事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎を整備するために要する経費の一部を補助する。

所在地	施設種別	事業者	定員	補助額
能代市	特別養護老人ホーム	(福) のしろ汐風会	8	19, 983
潟上市	介護老人保健施設	(医) 正和会	10	34, 540
潟上市	地域密着型特別養護老人ホーム	(福) 正和会	10	34, 540
横手市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株) J A W A 秋田	8	19, 998

事業概要

長寿社会課

事業名	内容
介護保険制度基盤強化推進事業（^新小規模法人のネットワーク化による協働推進事業） 28,400千円 （^国 28,400）	1 事業目的 令和4年度に施行される「社会福祉連携推進法人」の設立を促進するとともに、小規模な社会福祉法人等がプラットフォームを設置した上で、人材確保や事務処理部門の集約化等を共同で実施する取組を支援する。 2 実施主体 県 3 事業内容 （1）社会福祉連携推進法人の立ち上げ支援 社会福祉連携推進法人の設立に向けた設立準備会の設置や、連携推進業務の実施に向けたリサーチ等の取組を支援する。 （2）法人間連携プラットフォームの設置 複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置し、次の①から③のいずれかの取組を行う場合に支援する。 ①地域貢献のための協働事業 ②介護人材の確保・定着のための取組 ③参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進 4 補助対象 県内で介護施設・事業所を運営している小規模法人等によるグループ 5 補助率 国10／10

社会福祉法人A

社会福祉法人B

NPO法人C

有限会社D

⋮

法人グループ

(法人間連携プラットフォーム)



取組内容

(1)社会福祉連携推進法人の設立準備

(2)法人間連携プラットフォーム設置

ア 地域貢献のための協働事業

イ 介護人材確保・定着のための取組

ウ 事務処理部門の集約・共同化の推進

補助

県補助額

(1)1,000千円以内

(2)4,000千円以内

ウを実施する場合、3,200千円以内で加算

事業概要

長寿社会課

事業名	内容
介護人材確保対策事業 151,878千円 (人 151,852 諸 26) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 介護ニーズの拡大と生産年齢人口の減少により、深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、多様な人材の参入促進と介護従事者の職場定着を支援する。 2 事業内容 【サービス基盤の整備】 (1) 介護サービス事業所認証評価事業 34,274千円 介護従事者の処遇改善や人材育成等を積極的に実施する事業者の取組を評価・認証し、支援する。 ①認証評価制度参加事業所支援 基礎・専門セミナー、個別相談会の開催などにより、認証を目指す事業者を支援する。 ②認証評価制度の普及・啓発 地元紙面等を活用した制度及び介護の魅力のPRにより、「介護」のイメージ向上を図るとともに、認証事業者のモチベーションを高める。 【多様な人材の参入促進】 (2) 介護人材確保対策事業 29,641千円 専任職員4名を配置し、介護人材確保に繋がる各種活動を展開するほか、新規就労及び職場定着を支援する。 ①専任職員の配置 ハローワークや関係機関等と連携し、介護分野の求職者の掘り起こしの強化とあわせ、求人・求職に繋がるマッチングを推進する。 ②介護従事者新規就労及び職場定着支援 介護未経験者に対する基礎講習会・実務訓練により新規就労を支援するほか、実務指導、職場生活上の相談・助言役となるサポート職員の養成、専門アドバイザー派遣による職場環境等の改善支援により、職場定着を図る。

	(3) 地域住民に対する介護の仕事の理解促進事業 1, 187千円 地域住民を対象とした介護体験等のセミナー開催のほか 県内中学・高校生等を対象に、出前講座を実施する。 ・補助先 (一社) 秋田県介護福祉士会、日本赤十字 秋田短期大学 (4) 介護の職場体験事業 4, 147千円 中学・高校生等を対象に介護施設等での職場体験の機会 を提供し、介護の仕事に対する理解促進を図る。 (5) 学校連携による介護の仕事の魅力発見事業 2, 454千円 中学・高校において介護ロボットの操作体験会を開催 し、生徒・教員等の介護の仕事のイメージ向上を図る。 (6) 介護職入門研修等開催事業 4, 251千円 中高年齢者等を対象とした、介護の入門研修や施設体験、 介護助手の効果的な活用方法を学ぶためのセミナーを開催 する。 【労働環境・処遇の改善】 (7) 介護ロボット等導入推進支援事業 71, 216千円 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に向け、 介護ロボット・ICTの導入を推進する。 ①介護ロボット等導入支援補助金 i) 補助先 介護サービス事業者 ii) 補助対象 移乗、移動、排泄、見守り、入浴支援等 のロボット、ICTを活用した機器 等 iii) 補助率 1/2又は3/4 iv) 補助上限額 ・介護ロボット(移乗・入浴支援機器) 1,000千円/台 ・上記以外の介護ロボット 300千円/台 ・見守り機器導入に伴う通信環境整備 7,500千円 ・ICT導入(事業所規模に応じて) 1,000千円~2,600千円 ※1事業所当たり補助上限額 3,000千円 但し、見守り機器導入に伴う通信環境整備の場合 7,500千円
--	--

	②介護ロボット等普及啓発事業 介護ロボット等の導入促進に向け、展示・体験会を開催するほか、体験動画等をSNS等で発信する。 (8) 介護事業所内保育所運営支援事業 1, 884千円 介護従事者の職場定着を促進するため、介護保険施設・事業所内保育所の運営に要する経費を助成する。 ・補助先 鹿角微笑苑（特別養護老人ホーム） ・補助率 2／3 【外国人材の受入環境整備】 (9) 外国人等介護従事者受入環境整備事業 2, 824千円 中長期的な外国人材の受入れ環境づくりに向けたセミナー開催や日本語学習経費等の支援を行う。 ①外国人材受入セミナー等の開催 介護事業所職員向けの受入れ制度や活用事例等に係るセミナー開催のほか、県内在住外国人（永住者等）を対象とした基礎知識等に係る介護の入門研修を実施する。 ②外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金 ・補助先 介護サービス事業者 ・補助率 2／3 （1事業所当たり補助上限200千円）
--	---

事業概要

長寿社会課

事業名	内容
ケアラー支援・普及啓発事業 5,591千円 (Ⓐ 5,591) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 介護や看護等が必要な家族等を無償でサポートするケアラー（介護者）が相談しやすい環境づくりに向け、ケアラーに係る問題を周知するとともに、支援体制を整備する。 2 実施主体 県（一部をNPO法人秋田県介護支援専門員協会へ委託） 3 事業内容 （1）ケアラーにかかる普及啓発 1,133千円 ケアラーが深刻な状態となる前に、自分自身をケアラーとして気付き、相談できるよう、普及啓発を行う。 ①県民向け普及啓発セミナーの開催 第1部 有識者による基調講演 第2部 ケアラー当事者・支援者の体験発表 ②県内小・中・高校生等向けチラシ等の制作 チラシ 120,000部、ポスター 1,000部 （2）相談援助従事者研修の実施 647千円 県内介護サービス事業所等の相談援助従事者を対象に、ケアラー支援についての研修を実施する。 （3）オンラインつどいの場の開催（年8回） 217千円 孤立予防や課題の早期解決に向け、ケアラー当事者・支援者が気軽に交流できる居場所となるつどいの場を、オンライン上に開設する。 （4）SNS相談窓口の開設 3,535千円 ケアラー、特にヤングケアラーが気軽に相談しやすいよう、SNSを活用した相談窓口を開設し、必要な相談支援先へと繋ぐ。 ・方法 県の「ライン相談あきた」を入口とし、相談等を書き込んだ方に相談員が対応する。

(5) 関係機関との連携づくり

59千円

ヤングケアラーをはじめ、ケアラーを取り巻く課題は複数分野にまたがることから、情報の共有化や、相談・支援体制の整備に向け、関係機関との連携を進める。

①庁内連絡会の開催

介護、児童養護、教育、精神保健、雇用労働等の各分野の担当者及び大学教官等の有識者により構成。

②関係機関支援ネットワークの構築

市町村をはじめ、市町村教育委員会、学校、相談機関、医療機関等の関係機関との連携により、相談支援体制を整備する。

ケアラー支援のフロー図(案)



事業概要

長寿社会課

事業名	内 容
⑨ 介護職員処遇改善 支援事業 1, 232, 500千円 (⑩ 1, 232, 489 ⑪ 11)	1 事業目的 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、介護サービス事業所で働く職員の処遇改善を図る。 2 事業内容 一定の要件^{※1}を満たす介護サービス事業者に対し、令和4年2月から9月までの間^{※2}、賃金を引き上げるために必要な経費に対し補助する。 ・ 補助対象 訪問・通所介護、老人保健施設、特別養護老人ホーム等の介護サービス事業所^{※3} (約2,600か所、対象者数 約27,000人) ・ 補助金額 各事業所の介護報酬にサービス区分ごとの交付率^{※4}を乗じた額 ・ 対象経費 職員の処遇改善及び法定福利費等の事業主負担分 (1) 補助金 1, 225, 208千円 (2) 委託費 1, 319千円 ・ 委 託 先 秋田県国民健康保険団体連合会 ・ 委託事務 交付額の算出及び補助金の支払 (3) その他事務費 5, 973千円 ※1 要件は次のとおり ・ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を取得していること ・ 令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること ・ 補助額の2／3以上は介護職員等のベースアップ等の引上げに使用すること（令和4年2・3月分は一時金による支給も可） ※2 令和4年10月以降は、臨時の介護報酬改定を行い対応 ※3 ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、福祉用具販売、居宅療養管理指導、居宅介護支援は対象外 (居宅・介護予防サービスの双方とも対象外) ※4 訪問介護：2. 1％、通所介護：1. 0％、老人保健施設：0. 8％、特別養護老人ホーム：1. 4％、認知症対応型共同生活介護：2. 0％等

事業概要

国保・医療指導室

事業名	内 容
保険基盤安定等負担事業 (新 国保税未就学児分均等割県負担金) 8,750千円 (⊖ 8,750)	1 事業目的 国民健康保険法に基づき、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置について支援する。 2 事業内容 市町村が実施する未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割額の5割減額分に対して、県が一定割合を負担する。 ・負担割合 1／4 ・負担額 8,750千円 ・対象者数 約2,300人 ○減額措置の概要 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年6月11日公布)により、国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設された。 ・対 象 全世帯の未就学児 ・減額割合 5割(既存の低所得者軽減(7割軽減、5割軽減、2割軽減)の適用がある場合は、当該軽減後の均等割額を5割減額する。) ・負担割合 国1／2、県1／4、市町村1／4 ・施行時期 令和4年4月

事業概要

国保・医療指導室

事業名	内 容																		
福祉医療費等助成事業 4,613,167千円 (⊖ 4,613,167)	1 事業目的 県内に居住する乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童、 高齢身体障害者、重度心身障害（児）者の心身の健康保持と 生活の安定を図るため、医療費の自己負担分等に対し、助成 を行う。 2 事業内容 (1) 福祉医療費補助金 4,224,834千円 医療費の自己負担額の全部又は一部を支給する市町村の 事業に対して補助する。 ①実施主体 市町村（補助率 1／2） ②内 訳 <table><tr><th>区分</th><th>受給者数（人）</th><th>所要額（千円）</th></tr><tr><td>乳幼児・小中学生</td><td>78,676</td><td>970,076</td></tr><tr><td>ひとり親家庭の児童</td><td>16,044</td><td>196,351</td></tr><tr><td>高齢身体障害者</td><td>15,357</td><td>647,519</td></tr><tr><td>重度心身障害（児）者</td><td>43,993</td><td>2,410,888</td></tr><tr><td>計</td><td>154,070</td><td>4,224,834</td></tr></table> (2) 福祉医療費支給事務費補助金 60,716千円 福祉医療の支給に必要な経費に対して補助する。 ①実施主体 市町村（補助率 1／2） ②内 訳 ・審査支払手数料 58,559千円 ・受給者証の更新費用 2,157千円 (3) 福祉医療基盤強化補助金 324,767千円 福祉医療の実施に伴い国から課される市町村国保の国庫 負担金等減額措置相当額に対して補助する。 ・補助対象 前年度の減額措置相当額（補助率 1／2） (4) 保険医療機関指導費補助金 2,850千円 県医師会・県歯科医師会が保険医療機関に行う福祉医療 制度の周知等に要する経費に対して補助する。 ・補助額 (一社) 秋田県医師会 2,073千円 (一社) 秋田県歯科医師会 777千円	区分	受給者数（人）	所要額（千円）	乳幼児・小中学生	78,676	970,076	ひとり親家庭の児童	16,044	196,351	高齢身体障害者	15,357	647,519	重度心身障害（児）者	43,993	2,410,888	計	154,070	4,224,834
区分	受給者数（人）	所要額（千円）																	
乳幼児・小中学生	78,676	970,076																	
ひとり親家庭の児童	16,044	196,351																	
高齢身体障害者	15,357	647,519																	
重度心身障害（児）者	43,993	2,410,888																	
計	154,070	4,224,834																	

事業概要

国保・医療指導室

事業名	内 容
国民健康保険事業 96,276,533千円 (分 26,092,306 国 24,866,891 財 39 入 5,804,071 諸 39,513,226)	1 事業目的 国保財政運営の責任主体として、国保事業費納付金制度の運用や保険給付費等交付金の交付、市町村への支援体制の整備等を行い、国保財政の安定化及び事業の効率化を図る。 2 事業内容 (1) 保険給付費等交付金 79,962,361千円 ①保険給付費等交付金（普通交付金） 76,181,941千円 市町村が負担する保険給付費を全額交付し、国保財政の安定化を図る。 ②保険給付費等交付金（特別交付金） 3,333,232千円 収納対策などの市町村国保事業の運営の安定化に資する事業の実施状況や、その他災害等個別の事情に応じて、交付金を交付する。 ③県版保険者努力支援制度交付金 447,188千円 「健康寿命日本一」の実現に向けて、糖尿病重症化予防対策や健診受診率向上のための事業などに積極的に取り組んでいる市町村を支援するため、交付金を交付する。 (2) 後期高齢者支援金等 16,282,306千円 後期高齢者医療や介護保険等への納付金を負担する。 (3) 国保ヘルスアップ事業 14,380千円 レセプト情報や健診情報を活用した医療費分析を行い、地域の健康課題を抽出して、市町村保健事業への助言・指導などを行う。 (4) その他 17,486千円

令和4年度分国民健康保険事業費納付金算定結果

保険者名		按分指数		令和4年度 事業費納付金	令和4年度 必要保険税総額	令和4年度 一人当り 国保税額 (理論値)	令和3年度 一人当り 国保税額 (実績値)	E/F
		医療費指数	所得指数					
		A	B	C	D	E	F	G
1	秋田市	1.068	0.967	7,529,720,901	6,271,209,615	133,921	130,248	102.82%
2	能代市	0.990	0.989	1,369,054,108	1,097,116,523	124,630	108,136	115.25%
3	横手市	0.922	0.967	2,294,346,231	1,784,772,604	117,147	120,939	96.86%
4	大館市	0.965	0.972	1,690,640,783	1,307,278,163	116,988	113,235	103.31%
5	男鹿市	1.175	0.912	907,231,218	691,317,571	128,570	120,539	106.66%
6	湯沢市	0.892	0.871	1,152,064,763	877,887,363	107,345	109,241	98.26%
7	鹿角市	0.997	0.979	775,738,115	583,854,359	118,333	123,698	95.66%
8	由利本荘市	1.048	1.068	2,227,695,016	1,754,459,934	134,018	130,977	102.32%
9	潟上市	0.997	0.884	782,574,972	595,725,185	113,511	121,136	93.71%
10	大仙市	0.958	1.016	2,083,735,809	1,709,603,188	127,692	117,604	108.58%
11	北秋田市	0.951	0.944	766,679,700	611,841,081	116,829	115,468	101.18%
12	にかほ市	0.943	1.217	730,851,690	596,802,079	134,154	124,862	107.44%
13	仙北市	0.970	0.847	651,511,400	484,999,254	107,867	111,437	96.80%
14	小坂町	0.988	0.831	118,520,976	88,873,552	107,047	110,729	96.67%
15	上小阿仁村	1.066	1.008	76,577,227	57,365,390	127,593	107,220	119.00%
16	藤里町	1.167	1.051	109,253,509	92,698,259	147,090	140,080	105.00%
17	三種町	1.087	1.176	546,855,125	438,299,196	143,707	126,943	113.21%
18	八峰町	0.985	1.009	213,810,511	178,727,428	130,619	150,575	86.75%
19	五城目町	1.145	0.863	256,486,964	195,992,428	123,075	103,424	119.00%
20	八郎潟町	0.986	0.877	146,924,197	118,458,684	117,493	116,872	100.53%
21	井川町	1.015	0.955	115,053,653	91,162,301	126,942	117,239	108.28%
22	大潟村	0.975	4.118	517,695,378	448,199,528	317,197	266,552	119.00%
23	美郷町	0.972	1.075	556,359,929	464,185,110	135,197	114,231	118.35%
24	羽後町	0.911	0.954	410,244,350	312,323,203	113,507	115,610	98.18%
25	東成瀬村	0.886	1.007	62,680,574	50,608,011	125,784	107,283	117.25%
計		—	1.000	26,092,307,099	20,903,760,009	127,525	123,107	103.59%

事業概要

障害福祉課

事業名	内容
障害者県地域生活支援事業 115,135千円 (国 48,861 諸 52 一 66,222)	1 事業目的 障害者総合支援法に基づき地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。 2 実施主体 県、事業者 3 事業内容 (1) 障害者県地域生活支援事業 113,480千円 ①障害者就業・生活支援センター事業 30,624千円 就業や日常・社会生活で支援を必要とする障害者に対し、関係機関と連携し、必要な指導・助言等を行う。 ・委託先 (福)大館圏域ふくし会 ほか ②相談支援従事者研修事業 4,848千円 相談支援事業所において障害者の意向に基づくサービスの利用支援等を行う相談支援専門員の養成やスキルアップを図る研修を実施する。 ・委託先 (福)秋田県社会福祉事業団 ③障害者社会参加推進事業 59,666千円 手話通訳員の設置、障害者社会参加推進センターの運営、精神障害者地域生活支援広域調整、重度障害者の割合が高い市町村に対する財政支援等を実施する。 ・委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会 ほか ④高次脳機能障害相談支援事業 2,237千円 高次脳機能障害者への専門的な相談支援や病院・福祉施設職員等を対象とした研修等を実施する。 ・委託先 県立リハビリテーション・精神医療センター ⑤障害者総合支援法研修等事業 6,361千円 障害福祉サービス事業所職員等の養成に係る各種研修を実施する。 ○サービス管理責任者研修事業 ○精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修 ○強度行動障害支援者養成研修事業 等 ・委託先 (福)秋田県社会福祉事業団 ほか

	⑥障害者虐待防止対策支援事業 1, 1 1 7 千円 障害福祉サービス事業所職員等を対象とした、虐待防止に関する研修等を実施する。 ・委託先 (福) 秋田県社会福祉事業団 ⑦発達障害児者及び家族等支援事業 1, 1 1 9 千円 発達障害児者の家族等支援者を対象に、障害に関する知識の習得や、リーダー的な支援人材の育成を行うための研修を実施する。 ・委託先 (地独) 秋田県立療育機構 ⑧障害分野のロボット等導入支援事業 6, 9 3 3 千円 新型コロナウイルス感染拡大防止や、職員の業務負担軽減、生産性の向上に資する機器の導入経費を補助する。 ・補助対象 障害福祉サービス事業所等 ・対象経費 ロボット：移乗介護、入浴支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援機器の導入経費 I C T：タブレット端末、ソフトウェア等の導入経費 ・限度額 ロボット：障害者支援施設：2, 100千円／事業所 グループホーム：1, 500千円／事業所 その他事業所：1, 200千円／事業所 I C T：全事業所：1, 000千円／事業所 ・補助率 10／10（国2／3、県1／3） （県負担部分は地方創生臨時交付金対象） ⑨協議会開催経費等 5 7 5 千円 (2) 障害児施設支給決定情報管理システム改修事業 1, 6 5 5 千円 障害児施設に入所している児童等に関する支給決定情報を管理しているシステムについて、障害福祉サービスデータベースへ情報を連携させるために必要な改修を行う。 ※障害福祉サービスデータベース 都道府県や市区町村のシステムで管理している障害福祉サービスの利用状況等のデータを集約することによって、国や地方自治体が調査・分析に活用し、効果的・効率的な制度改正や報酬改正に繋げることを目的とする。 令和5年度から稼働予定。
--	---

事業概要

障害福祉課

事業名	内容
障害者総合支援法等推進事業 470,170千円 (国 450,701) (人 3,355) (一 16,114) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 障害者が社会的・経済的に自立した日常生活を営むための体制を整備する。 2 事業内容 (1) 障害者の働きがい支援事業 3,898千円 工賃向上支援のため、県内3か所で共同受注窓口を運営するほか、商談会やセミナーの開催等を行う。 ・委託先 秋田県社会就労センター協議会 (2) 重度訪問介護等利用促進支援事業 43,713千円 訪問系サービス給付額の国庫負担基準を超過する市町村に対する財政的支援を行う。 ・負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4 (3) 介護職員等による痰吸引等研修事業 3,355千円 重度障害者等に対して安全に痰吸引等のケアを行うための介護職員等研修の講師（看護師等）を養成する。 ・委託先 (福) 秋田県社会福祉協議会 (4) ⑨福祉・介護職員処遇改善支援事業 419,204千円 障害福祉サービス事業所等職員の処遇改善のため、令和4年2月から9月までの間、賃金を3%程度（月額9,000円）引き上げるために必要な経費に対し助成する。 ・補助対象 障害福祉サービス事業所等 (約1,060か所、対象者数 約5,800人) ・補助率 国10/10 ・補助金額 各事業所の総報酬にサービス区分ごとの交付率を乗じた額 (例) 生活介護 1. 1% 就労継続支援事業所 1. 3% 施設入所支援 2. 6% ※令和4年10月以降は、臨時の障害福祉サービス報酬改定を行い対応

事業概要

障害福祉課

事業名	内 容
障害者差別解消推進事業 15,679千円 (国 6,248 ー 9,431)	1 事業目的 県民、事業者及び障害者団体等と連携し、障害者への理解及び社会参加を促進することで、障害を理由とする差別の解消を推進し共生社会の実現を図る。 2 事業内容 (1) 障害者差別解消推進事業 4,124千円 ・ 紛争解決のため秋田県障害者差別解消調整委員会を設置 ・ 相談対応職員の資質向上と、行政職員の理解促進のため研修会を開催 ・ 専門相談機関の設置 相談窓口 月～金（弁護士相談 隔月1回） 委託先 （福）秋田県身体障害者福祉協会 (2) 障害者理解促進事業 3,879千円 ①普及啓発事業 各種媒体による啓発、条例及び相談窓口等に係る周知 ・ 啓発・学習用映像の制作、提供 ・ 障害理解促進のためのハンドブックの配布、活用 ②障害者理解促進事業 県民や事業者が、正しい知識と理解を深めるために出前講座や研修会等を実施 ・ 障害者団体と連携した小中学生向け出前講座等 委託先 （福）秋田県身体障害者福祉協会 ・ 労働局等と連携した、事業者向け研修会 ・ 各地域のニーズに応じた学習会等の開催 (3) 障害者社会参加等促進事業 7,676千円 ①障害者サポーター養成事業 障害や障害者に対する正しい知識と理解を持ち、適切な支援ができるサポーターの養成及び講師の育成 ・ 養成講座実施予定市町村数 8市町村 ・ 養成講座講師配置予定市町村数 18市町村

	②精神障害者社会参加促進事業 精神障害者の社会参加及び社会復帰の促進を図るための啓発事業を実施 ・事業内容 研修会・学習会等の開催、啓発活動等 ・委託先 秋田県精神保健福祉協会、ボランティア連絡協議会、精神保健福祉会連合会 ③ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業 ヘルプマーク等の活用促進及び県民等への啓発 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ・県民や関係団体への普及啓発及び理解促進リーフレットの作成・配布、CM放映等 ④知的障害者本人活動支援事業 知的障害者本人が自ら企画立案したレクリエーションやボランティア活動等による地域住民との交流活動を支援 ・事業内容 清掃活動、合唱及び器楽発表会等、地域住民との意見交換会、料理体験活動等 ・委託先 (公社) 秋田県手をつなぐ育成会 ⑤障害者のためのレクリエーション等開催事業 障害者の社会参加及び相互交流の促進のためのレクリエーション等の活動を支援 ・事業内容 スポーツイベント、レクリエーションの開催等 ・委託先 (福) 秋田県身体障害者福祉協会 ほか ⑥芸術・文化講座開催事業 「心いきいき・芸術文化祭」の開催 ・開催場所 秋田市 ・時期 11月(予定) ・委託先 (福) 秋田県身体障害者福祉協会
--	---

事業概要

障害福祉課

事業名	内容
⑨ 医療的ケア児等総合支援事業 25,482千円 (国) 4,462 (入) 13,980 (一) 7,040 [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を受け、医療的ケア児の健やかな成長を図るため、医療的ケア児及びその家族に対する総合的な支援体制を整備する。 2 事業内容 (1) 医療的ケア児等支援協議会開催事業 380千円 医療的ケア児等の地域生活における現状と課題、必要な医療、福祉等の施策について協議する。 ・ 委 員 医師、訪問看護師、障害福祉業務の従事者、障害児者の家族、他 (2) 医療的ケア児支援センター事業 11,122千円 秋田県医療的ケア児支援センターを秋田県立医療療育センターに設置する。 ・ 委 託 先 (地独) 秋田県立療育機構 ・ 業務内容 相談支援事業 支援者及びコーディネーター養成研修事業 介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修事業 (3) キッズ・ナラティブブック秋田構築事業 13,980千円 災害時や緊急時の迅速な支援に加え、医療的ケア児の療養生活や成長記録を含む情報を支援者で共有し、児の支援体制を構築するための連携システムに係る経費を助成する。 ・ 補助対象 (一社) 秋田県医師会 ・ 対象経費 連携システム構築費等 ・ 補助率 10/10 (モバイル機器購入費等は、3/4)

事業概要

障害福祉課

事業名	内 容																								
障害児・者施設整備補助事業 58,025千円 (国 38,683) (債 13,800) (一 5,542)	1 事業目的 障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。																								
	2 事業内容 (単位：千円)																								
	<table><tr><th>設置主体 事業所名</th><th>設置 場所</th><th>整備 区分</th><th>種別・定員(人)</th><th>補助額</th></tr><tr><td>(特非) はまなす会ゆうゆう はまなす会ゆうゆう</td><td>由利 本荘市</td><td>大規模 修繕等</td><td>就労継続 30 支援B型</td><td>5,625</td></tr><tr><td>(福) 慈泉会 サンサンくらぶ(仮称)</td><td>美郷町</td><td>創設</td><td>生活介護 20</td><td>52,400</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>2施設</td><td>58,025</td></tr></table>					設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額	(特非) はまなす会ゆうゆう はまなす会ゆうゆう	由利 本荘市	大規模 修繕等	就労継続 30 支援B型	5,625	(福) 慈泉会 サンサンくらぶ(仮称)	美郷町	創設	生活介護 20	52,400	計			2施設	58,025
	設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額																				
	(特非) はまなす会ゆうゆう はまなす会ゆうゆう	由利 本荘市	大規模 修繕等	就労継続 30 支援B型	5,625																				
(福) 慈泉会 サンサンくらぶ(仮称)	美郷町	創設	生活介護 20	52,400																					
計			2施設	58,025																					
3 補助率 3／4 (国 1／2、県 1／4)																									

事業概要

障害福祉課

事業名	内容
ひきこもり対策推進事業 18,688千円 (国 12,113) (諸 32) (一 6,543)	1 事業目的 ひきこもりに特化した支援を行う「ひきこもり相談支援センター」を運営し、相談支援体制及び関係機関の連携の強化を図り、当事者やその家族等を支援する。 また、協力事業所（職親）の協力により社会参加機会を提供し、社会適応性の向上や生活リズムの改善を図りひきこもり状態を解消できるよう支援する。 2 実施主体 県 3 事業内容 (1) ひきこもり相談支援センター運営事業 10,477千円 ①設置場所 精神保健福祉センター内（専任コーディネーター4名を配置） ②実施内容 ・ひきこもりの当事者及びその家族等に係る相談支援 ・関係機関からなる連絡協議会の開催 ・支援職員等に対する研修会の実施 (2) 社会とのつながり支援（職親）事業 3,614千円 ①実施体制 ひきこもり相談支援センター、地域振興局福祉環境部 ②実施内容 ・社会参加機会の提供やその支援（当事者と職親のマッチング、職親への助言） ※職親登録事業所数 77か所（令和3年12月末現在） (3) ひきこもり支援モデル事業 4,597千円 ①モデル地区 潟上市、男鹿市 ②実施内容 ・ひきこもり相談支援センター等の支援により、モデル市において相談体制を構築 ・モデル地区の取組と成果の他市町村への周知

事業概要

健康づくり推進課

事業名	内容
生活習慣病対策事業 5, 979千円 (国 2, 957 一 3, 022)	1 事業目的 生活習慣病による死亡率を減少させるため、地域や学校等と連携した取組を行う。 2 実施主体 県、(一社)秋田県医師会 3 事業内容 (1) 地域・職域連携推進事業 1, 366千円 地域保健と職域保健の各機関が実施している健康教育等の取組を共有し、地域の実情に応じた効果的な保健事業を連携して実施する。 (2) 健康づくりのためのデータ活用推進事業 64千円 健康づくりに関する市町村別のデータをまとめた「健康づくり支援資料集」を作成し、県、市町村等による効果的な取組を推進する。 (3) ⑨学童期から始める健康づくり総合啓発事業 412千円 主に小学生を対象とした学習機会の提供により健康教育の充実を図る。 ・「健康寿命日本一クイズ秋田県版」の制作・活用 ・学校等におけるリモートでの出前講座の実施 (4) ⑨循環器病予防・普及啓発事業 4, 137千円 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、地域における保健指導を行う人材の育成などにより、循環器病死亡率の減少を図る。 ①循環器病予防・知識啓発部会の開催 152千円 ・有識者による委員会を開催 ②循環器病予防の普及啓発 3, 381千円 ・普及啓発資材を用いたPR活動 ・タウンミーティングの開催 ・県民の健康と医療を考えるセミナーの開催 (委託先 (一社)秋田県医師会) ③脳卒中発症予防推進事業 604千円 ・市町村や職域の保健師・管理栄養士などを対象に、脳卒中発症予防に向けた研修会を開催

事業概要

健康づくり推進課

事業名	内容
「あきた健康宣言！」 推進事業 19,531千円 (^① 1,648 ① 17,883) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 「健康寿命日本一」を目指して、県民の健康意識の向上や健康づくりに取り組みやすい環境を整備し、県民総ぐるみで健康づくり県民運動を展開する。 2 実施主体 県、市町村、秋田県健康づくり県民運動推進協議会 3 事業内容 (1)「あきた健康宣言！」推進事業 7,795千円 県民運動の基本計画である「健康秋田いきいきアクションプラン」の普及啓発など、健康づくりに取り組みやすい環境を整備する。 ①「あきた健康宣言！」周知事業 5,761千円 ・テレビ、ラジオ、新聞等を活用した情報発信 ②秋田県健康づくり推進体制整備事業 2,034千円 ・「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」総会及び健康経営部会等の開催や、ウェブサイト、SNSを活用した協議会会員による健康づくり情報等の発信 (2)地域健康づくり人材活性化事業 3,032千円 ①^新健康長寿推進員の活動支援 2,039千円 健康づくりの推進を担う人材の育成に取り組み、その人材を積極的に活動させる市町村に対し、交付金により支援 ・補助対象 市町村 ・補助率 一般枠：県1／2 健康づくりDX推進枠：県2／3 ②健康づくり地域マスターの育成 993千円 地域における県民運動の牽引役となる健康づくり地域マスターの任命・育成と活用の促進 ・マスター基礎研修、専門研修の開催 ・事業所等に講師としてマスターを派遣・紹介 (3)健康経営普及事業 158千円 秋田県版健康経営優良法人の優れた取組のデータベース化・公開等により健康経営の普及を図る。

	(4) 食からの健康応援事業 5, 013 千円 栄養関連団体・企業等との連携により、減塩・野菜摂取など、適切な食生活の普及啓発を図る。 ①秋田スタイル健康な食事推進事業 1, 744 千円 事業主へのメニュー認証制度の普及と、消費者教育による「秋田スタイル健康な食事」普及定着の促進 ②県民の食意識向上事業 2, 512 千円 減塩、野菜・果物摂取に関する県民の意識向上を図る。 ・「新・減塩音頭」をライフステージ毎に普及 ・スーパー等と連携したキャンペーンの実施 ③栄養・食生活改善に取り組む人材の育成・確保、環境整備事業 528 千円 ・各地域における食生活改善講座の開催や県出身学生のインターンシップの実施 ④食の国あきた推進事業 229 千円 ・「食の国あきた」推進会議及び食育地域ネットワーク会議の開催 (5) 運動による健康づくり推進事業 760 千円 ①ウォーキング事業 234 千円 冬期間の健康づくりウォーキングラリーの開催 ・委託先：(株) 伊徳 ②^新ICTを活用した健康イベントの開催 526 千円 コロナ禍においても積極的に健康づくりに取り組めるアプリを活用したウォーキングイベントの開催 (6) 「健康な美酒王国」秋田推進事業 1, 125 千円 秋田県アルコール健康障害対策推進計画に基づく普及啓発等の取組を実施する。 ・リーフレット等による飲酒のリスクに関する正しい知識の普及 等 (7) フレイル予防啓発事業 1, 648 千円 健康秋田いきいきアクションプランにおいて重点目標としている「フレイル予防」に関する啓発、人材の育成・資質向上を図る。 ・食生活の出前講座（委託先：(公社) 秋田県栄養士会） ・健康づくり指導者を対象とした講習会の開催 ・ユフォーレを活用した運動に関する研修会の開催 ・健康づくり地域マスターを対象とした専門研修の開催
--	--

事業概要

健康づくり推進課

事業名	内 容															
健（検）診受診率向上 総合対策事業 101,098千円 〔国 90,764 ー 10,334〕	1 事業目的 健（検）診受診率の向上を図るため、受診しやすい環境の整備など、受診促進に向けた総合的な取組を行う。 2 実施主体 県、市町村、健（検）診機関 3 事業内容 （1）胃がん検診助成事業 4,748千円 全国と比較し胃がんの死亡率が高いことから、罹患率の上昇する年齢層を対象に、検診（エックス線・内視鏡）の自己負担額を無料化又は軽減するための経費を助成する。 ・補助対象 市町村 ・対象年齢 50、52、54、56、58歳 ・補助基準額 2,000円 ・補助率 県10／10 （2）がん検診受診率向上推進事業 4,749千円 次の4つのがん検診について、罹患率の上昇する年齢層を対象に、検診の自己負担額を軽減するための経費を助成する。 ・補助対象 市町村 ・補助率 県1／2 ・補助基準額等 <table><tr><td></td><td>対象年齢</td><td>補助基準額</td></tr><tr><td>大腸がん</td><td>50～54歳</td><td>500円</td></tr><tr><td>肺がん</td><td>60～64歳</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮頸がん</td><td>30～34歳</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>乳がん</td><td>40～44歳</td><td>1,400円</td></tr></table> ・補助要件 コール・リコールによる受診勧奨 （3）がん検診精度管理向上推進事業 92千円 より精度の高いがん検診を行うため、がん検診が適切に行われているかを評価するための手法等に関する研修会を開催する。 ・対象 市町村、検診機関の職員等		対象年齢	補助基準額	大腸がん	50～54歳	500円	肺がん	60～64歳	500円	子宮頸がん	30～34歳	1,400円	乳がん	40～44歳	1,400円
	対象年齢	補助基準額														
大腸がん	50～54歳	500円														
肺がん	60～64歳	500円														
子宮頸がん	30～34歳	1,400円														
乳がん	40～44歳	1,400円														

	(4) 「声かけあって、みんなで受診！」健（検）診受診促進事業 1, 579千円 地域のかかりつけ医や歯科医、薬剤師等から健（検）診未受診者等へ受診を促すことにより、健（検）診受診率の向上、病気の早期発見・早期治療につなげ、がんや生活習慣病の死亡率低減を目指す。 ①かかりつけ医による健（検）診受診勧奨事業 ・委託先 （一社）秋田県医師会 ②かかりつけ歯科医、薬剤師・薬局による健（検）診受診勧奨全県展開事業 ・協力歯科診療所・薬局 3地区各40施設程度 ③がん対策推進企業等連携協定締結企業による健（検）診受診呼びかけ事業 ・協力機関 がん対策推進企業等連携協定締結企業 (5) ⑧新型コロナウイルス感染症対策検診車緊急整備事業 84, 150千円 受診控え等により落ち込んだ検診受診率を回復させるため、がん検診車を増車して会場の密を防ぎ、県民が安心して受診できる環境を整備する。 ・補助先 （公財）秋田県総合保健事業団 ・補助対象 乳がん検診車の購入に要する経費 ・補助率 国10／10 (6) ⑧「G o T o健（検）診！」促進事業 5, 780千円 コロナ禍における健（検）診受診に関する必要性や安全性についての正しい知識を、広く啓発する。 ・実施内容 ICTを活用した予約システムや健（検）診会場の感染予防対策等を啓発するテレビCMの制作・放映、啓発動画の配信等
--	--

事業概要

健康づくり推進課

事業名	内 容
がん対策総合推進事業 136,836千円 (国 49,734 諸 3,771 一 83,331)	1 事業目的 がん予防の推進やがん医療の質の向上等を図るため、がんに関する情報の収集・提供やがん診療機能の強化、がん患者に対する支援等を行う。 2 実施主体 県、市町村、がん患者団体、がん診療連携拠点病院等 3 事業内容 (1) がん登録推進事業 8,163千円 がん登録推進法に基づく「全国がん登録」に関する事務を実施する。 ・委託先 (公財)秋田県総合保健事業団、国立がん研究センター ・内 容 医療機関からの届出情報の審査・整理、登録情報の国への提出や県内市町村・医療機関への提供及びデータベースの管理・保管等 (2) 多目的コホート研究事業 3,771千円 国立がん研究センターの委託を受け、生活習慣とがんなどの病気との関係を明らかにするための疫学調査を実施する。 ・実施地域 横手市 ・内 容 血液試料及び健(検)診データの収集等 (3) がん診療機能等強化事業 108,500千円 ①がん診療機能等強化事業費補助金 93,500千円 地域がん診療連携拠点病院等のがん診療機能等の強化に要する経費に対し補助する。 ・補助基準額 1病院当たり8,500千円 ・補助率 10/10(国1/2、県1/2) ・対象経費 医療従事者研修、患者等への相談支援、普及啓発等 ②^新がん薬物療法機能強化事業費補助金 15,000千円 がん拠点病院等へ派遣し、指導・助言等を行うがん薬物療法専門医の配置に要する経費に対し補助する。 ・補助先 秋田大学医学部附属病院 ・補助率 県10/10 ・対象経費 人件費、旅費等諸経費

	(4) 緩和ケア推進事業 800千円 県内のがん緩和ケア提供体制の強化を図るため、緩和ケアに携わる医療従事者等を対象とした研修会を開催する。 ・委託先 秋田県緩和ケア研究会 ・内 容 拠点病院の緩和ケア病棟等における実地研修 (5) がん患者団体活動支援事業 435千円 がん患者や家族が抱える悩みや不安の解消を図るため、相談や情報交換の場の提供等に取り組む、がん患者団体に対し補助する。 ・補助対象 秋田県がん患者団体連絡協議会 きぼうの虹 ・補助基準額 定額 ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2) (6) がん対策推進計画進行管理費 317千円 第3期秋田県がん対策推進計画を推進するため、情報収集等を行う。 (7) がん患者支援推進事業 14,850千円 ①がん患者医療用補正具助成事業 8,115千円 がん患者の就労や社会参画を支援するため、医療用補正具の購入費用に助成した市町村に対し補助する。 ・補助対象 市町村 ・助成限度額 ウィッグ 1人当たり15千円 乳房補正具 1人当たり10千円 ②がん患者等の妊よう性温存支援事業 4,547千円 がん患者等の妊よう性温存に係る相談ネットワークを構築するとともに、その治療に要する費用に対し助成する。 ・補助対象 43歳未満、所得制限なし ・補助基準額 卵子凍結 200千円 卵巢組織凍結 500千円 受精卵凍結 350千円 精子凍結 30千円 精巣内精子採取 350千円 ※基準額は、国基準額としているが、国制度創設前の県基準額と比較して低い場合は、県基準額を維持 (国基準額：卵巢組織凍結400千円、精子凍結25千円) ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2)
--	---

③④ 若年がん患者在宅療養支援事業 2, 188 千円

- ・補助対象 18歳から39歳までの在宅療養を希望するがん患者
- ・補助基準額 福祉用具の貸与 月額 30千円
福祉用具の購入 年額100千円
- ・補助率 県9／10

がん患者の在宅療養支援については、18歳未満は小児慢性特定疾病医療費等、40歳以上は介護保険の対象となる。

事業概要

保健・疾病対策課

事業名	内 容
心はればれ県民運動推進事業	1 事業目的 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、民学官の一層の連携強化により、自殺予防活動を展開する。 2 実施主体 県、市町村、秋田大学、民間団体等 3 事業内容 (1) 地域自殺対策強化事業 53,926千円 ①電話相談支援事業 ・「あきたいのちのケアセンター」による相談支援 ②人材養成事業 ・心はればれゲートキーパー養成講座 委 託 先 秋田ふきのとう県民運動実行委員会 ③普及啓発事業 ・ふきのとうホットラインのリーフレット等の作成 ・地域振興局による関係機関ネットワーク会議や街頭キャンペーン等 ④地域自殺対策強化事業費補助金 ・市町村、民間団体等による自殺予防活動に対する支援 補助対象 市町村、民間団体等 事業内容 相談窓口の設置、戸別訪問、サポーター養成研修、交流サロン活動 等 ⑤地域自殺対策推進センター運営事業 ・自殺対策連携推進員の配置による市町村等への支援 事業内容 自死遺族や自殺未遂者の相談支援、保健所や市町村の取組支援 等 ⑥^新自殺対策行動計画策定事業 ・令和5年度から9年度までの「秋田県自殺対策計画」の策定
97,541千円	
国 62,992 諸 30 一 34,519	

	(2) 心の健康づくり推進事業 176千円 健康づくり審議会「心の健康づくり推進分科会」の開催 (3) 自殺予防県民運動推進事業 2,751千円 「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」の事業活動に対する補助 ・対象経費 実行委員会の運営費及び研修会、県民運動大会、街頭キャンペーン(3回)等 (4) 自殺未遂者支援事業 726千円 自殺未遂者に対する地域の支援体制の構築に向けた関係者会議及び研修会の開催 ・対象者 医療関係者、消防、行政関係者 等 (5) 精神疾患に対する医療等の支援対策強化事業 751千円 自殺との関連が深い、うつ病等の精神疾患に関する相談員や医療関係者の対応力向上を図るための研修会の開催 (6) SNS相談支援事業 13,117千円 SNSによる相談を実施する民間団体に対する補助 ・補助対象 NPO法人蜘蛛の糸 (7) 秋田大学自殺予防センター事業 26,094千円 「民・学・官・報」の連携強化に向け、秋田大学自殺予防総合研究センターで実施する自殺対策の実践的研究に対する補助 【主な事業内容】 ① SNSを活用した高齢者支援 SNSを利用した高齢者と学生の交流事業を実施し、その効果を検証する。 ② 勤労者のウェブ調査 勤労者のメンタルヘルス調査をウェブ上のアンケートにより定期的に追跡調査を行い、働き盛り世代の自殺リスク軽減策を検討する。
--	--

	③地域活動に関する調査 新型コロナウイルス感染症が、民間団体の自殺予防活動に与えた影響を調査し、その分析に基づいた研修等による活動支援を行う。 ④SOSの出し方教育 SOSの出し方教育の実施、講師の育成及び教材の監修等を行う。 ⑤自殺未遂の救急患者に対する医療・保健の連携体制強化 自殺未遂により搬送された救急患者の心のケアを図るための対応訓練を実施する。 ⑥^新自殺予防に関する県民の意識調査研究 県民の意識調査を通じ、自殺対策計画の評価や原因分析を行い、次期計画へ反映させる。 ⑦^新自殺未遂者とその家族を支援するネットワークの構築 医療関係者からの聞き取りによる自殺未遂者の実態調査を行い、未遂者及びその家族を支援するネットワーク化に向けた支援策の検討を行う。
--	---

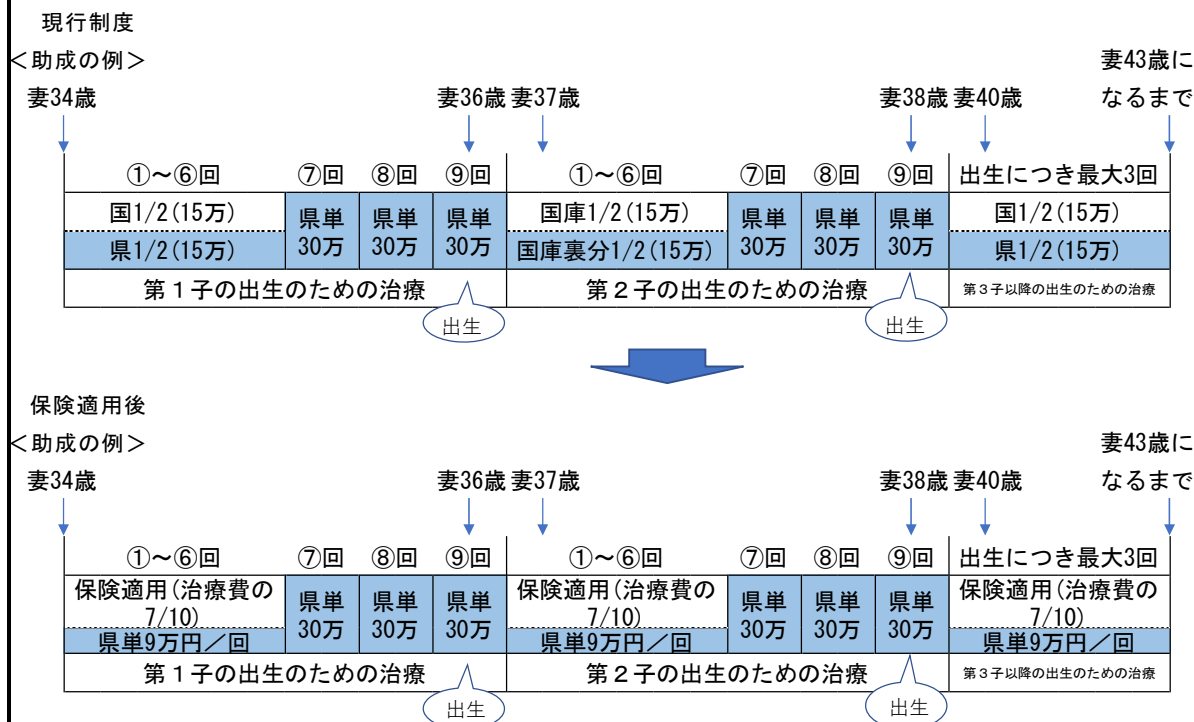
事業概要

保健・疾病対策課

事業名	内 容
妊娠・出産への健康づくり支援事業 112,677千円 (国) 78,430 (人) 18,877 (一) 15,370	1 事業目的 安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向け、総合的な支援を行う。 2 実施主体 県、市町村 3 事業内容 (1) 母体健康増進支援事業 6,429千円 ①妊婦歯科健康診査事業 妊婦歯科健康診査に要する経費の一部を助成する。 ・実施主体 市町村 ・対象回数 1回 ・補助基準額 4,000円 ・補助率 県1/2 ②HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス)母子感染普及啓発リーフレットを作成し、妊婦や保健従事者等への正しい知識の普及啓発を実施する。 ③妊婦訪問支援事業費補助金 ・実施主体 市町村 ・補助率 国1/2 (2) 幸せはこぶコウノトリ(不妊治療総合支援)事業 81,238千円 ①不妊治療に要する治療費の助成 68,504千円 ・「特定不妊治療」の治療費において、公的医療保険適用後の自己負担額の一部を助成する。 保険適用となる6回目までは1回当たり最高9万円の助成 保険適用外の7回目から9回目までは最高30万円の助成 ・現行制度による治療で年度を超えた治療には、終了まで経過措置を講ずる。 ・対象者 43歳未満(妻)及び配偶者(夫) (事実婚夫婦も対象) ※夫婦合算所得730万円未満の所得制限撤廃

※「特定不妊治療」とは、「体外受精」及び「顕微授精」をいう。
 ※「男性不妊治療」は、特定不妊治療の一環として精巣から精子を採取するための手術を行った場合に助成。

【参考（スキーム図）】



○助成回数は1子ごとに9回まで(保険適用は最大6回まで)とし、対象年齢は43歳未満とする。

○初回治療における妻の年齢が40歳以上の場合、3回まで助成する。

②不妊専門相談センターの運営等 5,301千円
 不妊治療に関する情報を提供するとともに、医師、看護師、助産師及び心理士が相談に応じる。

- ・委託先 秋田大学
- ・相談体制 電話・面接・メール

③秋田市不妊治療費総合支援事業費補助金

7,433千円

(3) 難聴児補聴器購入費助成事業 1,124千円
 身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度の聴覚障害児の補聴器購入及び修理に要する経費の一部を助成する。

- ・実施主体 市町村
- ・対象者 中軽度の難聴児
 (聴力レベル30dB以上70dB未満)
- ・補助率 県1/3

	(4) 女性の健康支援事業 7, 031 千円 女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期に至る女性を対象とした身体的・精神的な悩みに関する相談支援を行う。 ・委託先 NPO法人ここはぐ ・相談体制 SNS、ウェブ、電話、面接、受診同行等 (5) 妊娠・出産包括支援推進事業 1, 554 千円 ①母子保健コーディネーター研修 550 千円 市町村が設置する子育て世代包括支援センターにおいて中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターを育成 ・委託先 秋田県助産師会 ②母子保健連絡調整会議 90 千円 保健所と市町村との情報交換、事例検討及び研修 ③プレパスクール推進事業 914 千円 父親が積極的に子育てに関わり、母親の産後うつや家族の孤立・虐待を予防する講座等を開催 ・委託先 NPO法人ファザーリング・ジャパン ・内容 フォーラムの開催、地域拠点ごとの両親学級・父親学級の開催、父親同士のネットワークづくり支援 等 (6) 安心できる出産支援事業 14, 471 千円 ①ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い支援 308 千円 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後助産師等が定期的な自宅への訪問や電話等により、寄り添った支援を実施する。 ②不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査 14, 163 千円 希望する妊婦等を対象としたPCR検査等を分娩取扱医療機関へ委託する。 ・対象者 里帰りを含む県内で出産する妊婦 (7) 不育症検査費用助成事業 830 千円 先進医療における保険適用外の検査費用の一部を助成する。 ・対象者 不育症治療者 ・助成額 一回 5万円を上限
--	---

事業概要

保健・疾病対策課

事業名	内 容
感染症対策事業 51,347千円 (国 12,009) (県 39,338)	1 事業目的 エボラ出血熱、ペスト等の一類感染症や新型インフルエンザを含めた新興感染症の患者発生時において、迅速かつ確実に対応するため、必要な医療資機材の整備や受入病床を確保等による体制強化を図る。 2 実施主体 県 3 事業内容 (1) 対策推進事業等 1,985千円 発生動向調査や新興感染症部会に要する経費 (2) 感染防御対策事業 6,896千円 新興感染症に対応するため、保健所職員の防護具や消毒薬の整備 (3) 一類感染症対策事業 12,842千円 ・補助対象 秋田大学医学部附属病院 ・対象経費 エボラ出血熱等の患者を受け入れる第一種感染症病床の維持管理に要する経費 ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2) (4) 抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業 74千円 ・備蓄保管庫のエアコン点検費 (5) 市立秋田総合病院感染症病床設置事業 4,477千円 ・補助対象 市立秋田総合病院 ・対象経費 新たな第二種感染症病床(4床)の整備に要する経費 ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2)

	(6) 感染症患者医療費等 467千円 二類感染症患者を入院措置した場合の医療費のうち、自己負担分について負担する経費等 ・補助率 10/10 (国3/4、県1/4) (7) 感染症指定医療機関運営費補助金 4,606千円 平時に感染症病床を使用しない第二種感染症指定医療機関(4医療機関)の病床の維持管理に要する経費 ・補助率 10/10 (国1/2、県1/2) (8) ⑨ 感染症対応基盤強化事業 20,000千円 感染症医療体制強化のため、秋田大学が新たに実施する事業への補助 【事業内容】 ①秋田感染症コアセンター(仮称)を設置し、感染症専門医療人材を配置 ②病原体ゲノム解析に基づく地域での感染制御体制の確立 ③県全体を包括する感染制御ネットワーク体制の整備 ・補助率 県10/10
--	---

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容
地方独立行政法人秋田 県立病院機構支援事業 4, 207, 791千円 (国 39, 545) (ー 4, 168, 246)	1 事業目的 県民への医療サービスの向上を図るため、県立病院機構が担う「救急医療」「高度医療」「精神医療」などの政策医療や脳・循環器疾患の医療提供体制の整備に要する経費を交付するほか、感染症に対応した設備の整備に要する経費を補助する。 2 事業内容 (1) 政策医療等に対する交付金 3, 898, 368千円 ①循環器・脳脊髄センター 2, 219, 926千円 ○脳・循環器疾患分野 1, 725, 534千円 ・救急・高度医療に要する経費 ・研究部門に要する経費 ・病院の建設改良に要する経費 等 ○病棟増築等に要する経費 494, 392千円 ・増築等に係る借入金の償還金 ②リハビリテーション・精神医療センター 1, 678, 442千円 ・リハビリテーション医療に要する経費 ・精神・高度医療に要する経費 ・病院の建設改良に要する経費 等 (2) 共済費負担金 269, 878千円 地方公務員等共済組合法に基づく負担 (3) ⑨感染症対応設備整備費補助金 39, 545千円 ①循環器・脳脊髄センター 36, 325千円 (人工呼吸器、滅菌用紫外線照射システム 等) ②リハビリテーション・精神医療センター 3, 220千円 (PCR検査用遺伝子解析装置、自動体温測定器)

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容
医療保健福祉計画推進事業 6, 242千円 (⊕ 1, 708) (⊖ 4, 534) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 将来にわたって県民に効率的かつ質の高い医療を提供できる体制を確保するため、地域の医療需要を見据えた医療機能の分化・連携などを推進する。 2 実施主体 県 3 事業内容 (1) 地域医療構想推進事業 4, 652千円 地域医療構想調整会議において、将来を見据えた地域の医療提供体制に係る協議を行う。 ・ 会議構成員 関係団体、病院代表者、市町村、医療保険者 等 ・ 会 議 内 容 地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の議論 等 (2) ⑨地域医療構想の実現に向けたワーキンググループ設置事業 1, 590千円 人口減少下における医療提供体制を確保していくため、若手医師による地域医療構想WGを設置し、将来の地域医療のあり方について協議・提言の取りまとめ等を行う。 ・ 委 託 先 (一社)秋田県医師会 ・ 委託内容 タスクフォース(運営委員会)の設置・開催 若手医師WG(県北・県央・県南)の設置・開催 県民向けシンポジウム開催 ・ 予定期間 令和4年度～5年度 【タスクフォース】6名程度 構成員：秋田大学病院長、県医師会役員、県内病院長 【WG】各地区5名程度 構成員：県内病院に勤務する概ね50歳未満の若手医師

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容
医療のデジタル化推進事業 68,623千円 (Ⓐ 68,623) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 県民が健康で安心して暮らすことができる地域の実現に向けて、医療情報の活用や地域課題の解決に資する医療のデジタル化を推進する。 2 事業内容 (1) 協議会の設置・運営 3,500千円 医療や学術関係者等からなる協議会を組織し、デジタル技術による医療情報の一元的な活用基盤の構築等に向けた検討を進める。 ・実施主体 県 ・実施内容 協議会及び講演会の開催 医療のデジタル化に向けた主な検討課題 ○ オンライン診療の活用モデル構築 ○ 医療情報の相互利用基盤の構築 ○ センサーを活用した在宅療養者の情報集積と活用 (2) オンライン診療の実証 65,123千円 地域が抱える医療的課題に資するオンライン診療の活用モデル構築に向けた実証に対し助成する。 ・補助先 (一社)秋田県医師会 ・対象経費 運営委員会の開催、実証運用、成果報告会の開催に係る経費 ・補助基準額 72,448千円 ・補助率 県10/10(備品購入費等は3/4) オンライン診療の実証モデル例 ○ 地域包括ケアシステムにおける在宅医療やACP、看取り支援での活用(ナラティブブック秋田を基盤としたモデルの構築と評価)など

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容
⑨呼吸器疾患診療体制確保事業 13,361千円 (⊖ 13,361)	1 事業目的 高齢者に多い肺がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）のほか、新型コロナウイルス感染症や県内で人材が不足している結核に対する診療体制の充実を図る。 2 事業内容 医師不足が深刻な呼吸器内科医の養成のため、キャリア形成や若手医師への指導・教育等に係る研究を委託する。 ・委託先 秋田大学 ・委託費 13,361千円 ・委託経費 人件費（教員1名分）及び研究費 ・委託内容 地域病院への派遣を行いつつ専門医資格を取得するモデルプランの策定 入局者確保のためのリクルート活動 結核に関する症例検討会・研修会の開催 等 呼吸器内科学講座概要 (1) 設置時期：平成29年12月 県、県医師会及び県病院協会からの要望により、「循環器内科学・呼吸器内科学講座」から独立設置 (2) 体制：教授1名、准教授1名(県負担)、講師1名、医員5名

事業概要

医務薬事課

事業名	内 容
⑨ 高齢者医療先端研究センター支援事業 37,294千円 (入 1,250) (出 36,044) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 全国一の高齢化先進県である本県において、認知症などの高齢者に多い疾患や、複数疾患を抱える高齢者に対する総合的な医療提供の研究を行い、健康寿命日本一を目指す本県における医療提供面での体制強化を図る。 2 事業内容 秋田大学高齢者医療先端研究センターの運営に対して助成する。 ・補助先 秋田大学 ・対象経費 運営に係る人件費（4名分）及び研究費 ・補助率 10／10 高齢者医療先端研究センター概要 (1) 設置時期：平成30年2月 (2) 体制：教授（センター長）1名 講師（高齢者医療）1名 県負担 助教（高齢者医療）1名 県負担 助教（呼吸器疾患）2名 県負担（※） ※ 呼吸器内科学講座を兼務 (3) 主な研究：認知症予防に関する住民調査・研究 認知症診断のための血液バイオマーカーの研究 老化メカニズム解明のための基礎医学研究 低周波刺激を用いた認知機能の低下予防研究 等

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容												
救急医療対策事業 （三次救急医療提供体制整備事業） 70,335千円 〔Ⓐ 70,335〕 [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 広大な県土を有する本県の三次救急医療提供体制の強化を図るため、県北地域における地域救命救急センターの整備に向けた取組を支援する。 2 事業内容 大館市立総合病院が行う、高度な救急医療機能の充実に必要な施設・設備整備に対して助成する。 (1) 施設整備 ・事業内容 救急室棟の増築等 (単位：千円) <table><tr><th>事業費</th><th>補助額</th><th>整備内容</th></tr><tr><td>93,800</td><td>62,533</td><td>・ 救急処置室、時間外処置室の拡張 ・ 診察室の増 ・ トリアージ室の整備 等</td></tr></table> ・補助率 2／3 【事業計画】 総事業費：464,681千円 事業期間：令和4年度から令和5年度まで （令和6年4月運用開始予定） 工事面積：606㎡（増築395㎡、改修211㎡） (2) 設備整備 ・事業内容 医療機器の整備 (単位：千円) <table><tr><th>事業費</th><th>補助額</th><th>購入予定機器</th></tr><tr><td>11,704</td><td>7,802</td><td>・ 人工呼吸器 ・ 手動式除細動器 ・ 体温管理システム</td></tr></table> ・補助率 2／3 ※設備整備は、令和2年度から令和4年度の3か年度にかけて実施する。	事業費	補助額	整備内容	93,800	62,533	・ 救急処置室、時間外処置室の拡張 ・ 診察室の増 ・ トリアージ室の整備 等	事業費	補助額	購入予定機器	11,704	7,802	・ 人工呼吸器 ・ 手動式除細動器 ・ 体温管理システム
事業費	補助額	整備内容											
93,800	62,533	・ 救急処置室、時間外処置室の拡張 ・ 診察室の増 ・ トリアージ室の整備 等											
事業費	補助額	購入予定機器											
11,704	7,802	・ 人工呼吸器 ・ 手動式除細動器 ・ 体温管理システム											

事業概要

医療人材対策室

事業名	内 容																							
医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業 430,840千円 (入) 143,850 (諸) 12,975 (出) 274,015 [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 医師の増加と地域偏在の是正に向け、医師が大学と地域の病院等を循環しながら研鑽を積みキャリア形成ができる体制を構築することにより、医師の県内定着を図る。 2 事業内容 (1) 地域医療従事者医師修学資金等貸与事業 319,728千円 県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与する。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>貸与月額</th><th>新 規</th><th>継 続</th></tr><tr><td rowspan="3">医 学 生</td><td>地 域 枠</td><td>100・150千円</td><td>29人</td><td>130人</td></tr><tr><td>市町村振興枠</td><td>100・150千円</td><td>終了</td><td>19人</td></tr><tr><td>元 気 枠</td><td>200千円</td><td>5人</td><td>1人</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td></td><td>34人</td><td>150人</td></tr></table> ※地域枠、市町村振興枠の貸与月額は自宅通学者が100千円、自宅外通学者が150千円	区 分		貸与月額	新 規	継 続	医 学 生	地 域 枠	100・150千円	29人	130人	市町村振興枠	100・150千円	終了	19人	元 気 枠	200千円	5人	1人	合 計			34人	150人
区 分		貸与月額	新 規	継 続																				
医 学 生	地 域 枠	100・150千円	29人	130人																				
	市町村振興枠	100・150千円	終了	19人																				
	元 気 枠	200千円	5人	1人																				
合 計			34人	150人																				

令和3年度 修学資金貸与の状況

(R4年1月現在)

		医 学 生							大学院生	計
		県内 地域枠	全国 地域枠	一般枠	市町村 振興枠	ふるさと 元気枠	岩手医 科大枠	東北医 薬大枠		
貸与期間中		128	24	0	25	4	2	6	1	190
	新 規	25	4		0	1	2	2	0	34
	継 続	103	20		25	3	0	4	1	156
返還猶予中		4	0	0	3	0	0	0	3	10
義務履行中		126	21	3	6	28	0	0	2	186
	臨床研修	38	8	0	2	6	0	0		54
	勤 務	88	13	3	4	22	0	0	2	132
	(うち知事指定)	(35)	(5)	(0)	(2)	(12)	(0)	(0)	(2)	56
計		258	45	3	34	32	2	6	6	386

令和3年度 修学資金貸与の状況

(R4年1月現在)

	医 学 生							大学院生	計
	県内 地域枠	全国 地域枠	一般枠	市町村 振興枠	ふるさと 元気枠	岩手医 科大枠	東北医 薬大枠		
貸与期間中	128	24	0	25	4	2	6	1	190
新規	25	4		0	1	2	2	0	34
継続	103	20		25	3	0	4	1	156
返還猶予中	4	0	0	3	0	0	0	3	10
義務履行中	126	21	3	6	28	0	0	2	186
臨床研修	38	8	0	2	6	0	0		54
勤 務	88	13	3	4	22	0	0	2	132
(うち知事指定)	(35)	(5)	(0)	(2)	(12)	(0)	(0)	(2)	56
計	258	45	3	34	32	2	6	6	386

(2) あきた医師総合支援センター運営事業

91,609千円

修学資金貸与医師等の若手医師に対する地域循環型キャリア形成支援システムの推進等を実施する。

①運営体制 県と秋田大学が共同で運営

②事業内容

【大学】・地域循環型キャリア形成支援システムの推進

- ・最新の知識や技術に関する研修等の実施
- ・男女共同参画の推進、女性医師の支援
- ・地域の病院へ定期的な指導医の派遣 等

【県】・ドクターバンクによる医師の紹介

- ・修学資金貸与医師の配置調整 等

(3) 地域偏在改善に向けた地域医療実習支援事業

16,000千円

地域医療に従事することの意義を理解し、医師少数区域等で積極的に勤務する意欲を持った医師を養成するため、秋田大学医学生の実習を受け入れる医療機関に対し、実習受入経費の一部を助成する。

①補助対象 医師少数区域等の実習受入医療機関

②対象経費 医療機関が負担する実習受入経費

③積算 月額8万円×10月×20医療機関

④補助率 10/10

(4) 総合的な診療能力を持つ医師養成支援事業

3,503千円

秋田大学に設置された「総合診療医センター」と連携して、将来、本県での従事が見込まれる岩手医科大学や東北医科大学、自治医科大学等の県外医学生に対して、総合的な診療能力を持つ医師の養成に係る卒前教育を支援する。

- ・県外医学生を対象とした地域医療実習の開催
- ・秋田大学医学生と県外医学生合同のシンポジウム等の開催

事業概要

医療人材対策室

事業名	内 容																
東北で育てる秋田の 医師養成事業 79,774千円 ⊕ 34,400 ⊖ 45,374 [地域医療介護総合 確保基金]	1 事業目的 本県の地域医療に縁の深い岩手医科大学、東北医科薬科大学及び弘前大学と連携して寄附講座の設置や修学資金の貸与を実施することにより地域医療の充実を図る。 2 事業内容 (1) 県外医学生地域医療従事者医師修学資金貸与事業 39,774千円 岩手医科大学及び東北医科薬科大学と連携し、県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与する。 <table><tr><th>区 分</th><th>貸与月額</th><th>新 規</th><th>継 続</th></tr><tr><td>岩手医科大学秋田県地域枠</td><td>300千円</td><td>2人</td><td>2人</td></tr><tr><td>東北医科薬科大学枠</td><td>100・150千円</td><td>7人</td><td>6人</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>9人</td><td>8人</td></tr></table> ※東北医科薬科大学枠の貸与月額は自宅通学者が100千円、自宅外通学者が150千円 (2) 鹿角地域医療多職種連携推進学講座設置事業 20,000千円 岩手医科大学に設置した寄附講座において、鹿角地域の医療の確保に向けた実践的な研究を行う。 ・ 設 置 期 間 令和2～6年度（5年間） ・ 令和4年度 寄附金額 30,000千円 県 20,000千円 鹿角市・小坂町 10,000千円 ・ 研究テーマ ・ 鹿角地域における医療連携のあり方に関する実践的研究 ・ 鹿角地域で働く若手医師・看護師等の人材育成 等 ・ 教 員 3人（医師）	区 分	貸与月額	新 規	継 続	岩手医科大学秋田県地域枠	300千円	2人	2人	東北医科薬科大学枠	100・150千円	7人	6人	合 計		9人	8人
区 分	貸与月額	新 規	継 続														
岩手医科大学秋田県地域枠	300千円	2人	2人														
東北医科薬科大学枠	100・150千円	7人	6人														
合 計		9人	8人														

(3) 大館・北秋田地域医療推進学講座設置支援事業

20,000千円

大館・北秋田地域の医療の充実を図るため、弘前大学に寄附講座を設置する大館市に対し助成を行う。

①補助対象 大館市

②対象経費 弘前大学への寄附講座設置経費

③補助率 2/3 (上限20,000千円)

【参考】寄附講座の概要

・設置期間 平成30～令和4年度(5年間)

・令和4年度 寄附金額 33,000千円

(県 20,000千円
大館市 13,000千円)

・研究テーマ ・地域の医療診療ネットワークの構築
・大学と地域の病院との循環による地域医療を担う人材の育成
・県北地域をカバーする地域救命救急センターの設置に向けた体制構築 等

・教 員 4人(医師)

事業概要

医療人材対策室

事業名	内容
⑨ 看護職員等処遇改善事業 246,048千円 (⑩ 246,048)	1 事業目的 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、コロナ医療など一定の役割を担う医療機関で働く看護職員の処遇改善を図る。 2 事業内容 一定の要件※1を満たす医療機関に対し、令和4年2月から9月までの間※2、賃金を1%程度（月額4,000円）引き上げるために必要な経費に対し補助する。 ・ 補助対象 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数年間200台以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関 (26病院、対象者数 約 6,600人) ・ 対象職種 看護師、准看護師、保健師、助産師 ・ 補助金額 各医療機関の看護職員数（常勤換算数）に4,660円※3（上限額）を乗じた額 ・ 対象経費 職員の処遇改善及び法定福利費等の事業主負担分 ※1 要件は次のとおり ・ 令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っていること ・ 補助額の2/3以上は職員のベースアップ等の引上げに使用すること（令和4年2・3月分は一時金による支給も可） ※2 令和4年10月以降は、診療報酬で対応 ※3 月額4,000円賃上げに伴う法定福利費等の事業主負担分660円を加えた額

秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 改正理由

地域の実情に鑑み、民生委員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

次の 2 市の民生委員の定数を次のとおりとすることとする。（本則関係）

（単位：人）

市町村	民生委員の定数		
	改正前	改正後	増減
大館市	2 8 3	2 8 4	＋ 1
由利本荘市	2 8 6	2 8 7	＋ 1
県 計 （秋田市を除く。）	2 , 6 8 0	2 , 6 8 2	＋ 2

3 施行期日

この条例は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行することとする。

秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。		民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。	
略	略	略	略
大館市	二八四人	大館市	二八三人
略	略	略	略
由利本荘市	二八七人	由利本荘市	二八六人
略	略	略	略

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 改正理由

民法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 5 9 号）による児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している児童福祉法の規定に関し所要の規定の整理を行うこととする。
（第 9 条関係）

3 施行期日

この条例は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日）から施行することとする。

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第九条 児童福祉施設の長は、入所している児童 対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關し当該児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。	(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第九条 児童福祉施設の長は、入所している児童等(法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に對し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關し当該児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について

長 寿 社 会 課

1 改正理由

介護支援専門員更新研修等の実施に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの受講の申込みに係る手数料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

- (1) 介護支援専門員証の交付に係る研修の受講の申込みに係る手数料の額を 1 件につき 2 3, 0 0 0 円（現行 1 8, 0 0 0 円）に引き上げることとする。（別表関係）
- (2) 介護支援専門員更新研修の受講の申込みに係る手数料の額を次のとおり引き上げることとする。（別表関係）
 - ① 介護支援専門員証の交付を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有するものに係るもの 1 件につき 3 0, 0 0 0 円（現行 2 3, 0 0 0 円）
 - ② 介護支援専門員証の有効期間の更新を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有するものに係るもの 1 件につき 1 5, 0 0 0 円（現行 1 3, 0 0 0 円）
 - ③ 介護支援専門員証の交付又は有効期間の更新を受けた者で①及び②のいずれにも該当しないものに係るもの 1 件につき 2 3, 0 0 0 円（現行 1 8, 0 0 0 円）
- (3) 主任介護支援専門員研修の受講の申込みに係る手数料の額を 1 件につき 3 0, 0 0 0 円（現行 1 7, 0 0 0 円）に引き上げることとする。（別表関係）
- (4) 主任介護支援専門員更新研修の受講の申込みに係る手数料の額を 1 件につき 3 0, 0 0 0 円（現行 1 7, 0 0 0 円）に引き上げることとする。（別表関係）

3 施行期日

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
区分	手数料の額 （一件につき）	区分	手数料の額 （一件につき）
一、六 略	略	一、六 略	略
七 法第六十九条の七第二項の規定による介護支援専門員証の交付に係る研修の受講の申込み	二万三千円	七 法第六十九条の七第二項の規定による介護支援専門員証の交付に係る研修の受講の申込み	一万八千円
八・九 略	略	八・九 略	略
十 法第六十九条の八第二項の規定による更新研修の受講の申込み	三万円	十 法第六十九条の八第二項の規定による更新研修の受講の申込み	二万三千円
（一）介護支援専門員証の交付を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有するものに係るもの		（一）介護支援専門員証の交付を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有するものに係るもの	
（二）介護支援専門員証の有効期間の更新を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有するものに係るもの	一万五千円	（二）介護支援専門員証の有効期間の更新を受けた者でその有効期間内に介護支援専門員の業務に従事した経験を有するものに係るもの	一万三千円
（三）介護支援専門員証の交付又は有効期間の更新を受けた者で（一）及び（二）のいずれにも該当しないものに係るもの	二万三千円	（三）介護支援専門員証の交付又は有効期間の更新を受けた者で（一）及び（二）のいずれにも該当しないものに係るもの	一万八千円
十一、十八 略	略	十一、十八 略	略
十九 省令第四百十条の六十八第一項第一号の規定による主任介護支援専門員研修の受講の申込み	三万円	十九 省令第四百十条の六十八第一項第一号の規定による主任介護支援専門員研修の受講の申込み	一万七千円

二十 省令第四百四十条の六十八第一項第二号の規定による主任介護支援専門員更新研修の受講の申込み	三万円
備考略	二十 省令第四百四十条の六十八第一項第二号の規定による主任介護支援専門員更新研修の受講の申込み
備考略	一万七千円

秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する
条例案の概要について

国保・医療指導室

1 改正理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 6 号）による国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の一部改正により、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しに基づく財政調整のための繰入れに要する費用を秋田県国民健康保険財政安定化基金の対象費用に加える等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しに基づく財政調整のための繰入れに要する費用を秋田県国民健康保険財政安定化基金の対象費用に加えることとする。（第 1 条関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。ただし、2 (2) の一部は、公布の日から施行することとする。

秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	(設置) 第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項各号に掲げる事業並びに同条第二項及び第四項の規定による繰入れに必要な費用に充てる資金として、同条第一項の規定に基づき、秋田県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。 附 則 1 略 2 県は、平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日 までの間、国民健康保険法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業並びに同条第二項及び第四項の規定による繰入れに必要な費用のほか、基金を同法附則第二十五条の規定による資金の交付に必要な費用に充てることができる。
旧	(設置) 第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項各号に掲げる事業及び同条第二項 の規定による繰入れに必要な費用に充てる資金として、同条第一項の規定に基づき、秋田県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。 附 則 1 略 2 県は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、国民健康保険法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業及び同条第二項 の規定による繰入れに必要な費用のほか、基金を同法附則第二十五条の規定による資金の交付に必要な費用に充てることができる。

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要について

障 害 福 祉 課

1 改正理由

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 5 号）による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年秋田県条例第 6 4 号）の一部改正（第 1 条による改正）

引用している社会福祉士及び介護福祉士法の条項を改めることとする。
（第 5 条、6 条及び第 4 3 条関係）

- (2) 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年秋田県条例第 7 3 号）の一部改正（第 2 条による改正）

引用している社会福祉士及び介護福祉士法の条項を改めることとする。
（第 3 9 条関係）

3 施行期日

この条例は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日）から施行することとする。

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
(従業者) 第五条 略 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一・二 略 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合 3・4 略 第六条 略 2 前項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において	(従業者) 第五条 略 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一・二 略 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合 3・4 略 第六条 略 2 前項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において

て、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 略

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）

において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3
3
5 略

（従業者）

第四十三条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 略

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3
3
4 略

て、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 略

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）

において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3
3
5 略

（従業者）

第四十三条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一・二 略

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3
3
4 略

新	旧
（職員） 第三十九条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。）には、規則で定めるところにより、当該福祉型児童発達支援センターの長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うものにあつては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰^{かたん}吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行うものにあつては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 一 四 略 五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員 2 6 略	（職員） 第三十九条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。）には、規則で定めるところにより、当該福祉型児童発達支援センターの長、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うものにあつては機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰^{かたん}吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行うものにあつては看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 一 四 略 五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員 2 6 略

秋田県看護職員修学資金貸与条例及び秋田県歯科衛生士修学資金貸与
条例の一部を改正する条例案の概要について

医療人材対策室

1 改正理由

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）の施行により、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときの保証人に関する規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 秋田県看護職員修学資金貸与条例（昭和 37 年秋田県条例第 38 号）の一部改正（第 1 条による改正）

秋田県看護職員修学資金の貸与を受けようとする者が未成年であるときは、保証人は、法定代理人でなければならないとする規定を削除する。（第 4 条関係）

(2) 秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例（平成 8 年秋田県条例第 12 号）の一部改正（第 2 条による改正）

秋田県歯科衛生士修学資金の貸与を受けようとする者が未成年であるときは、保証人は、法定代理人でなければならないとする規定を削除する。（第 4 条関係）

3 施行期日

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。

○民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）の概要

成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げ（民法第 4 条）

- ・ 施行日 令和 4 年 4 月 1 日
- ・ 施行日時点で、18 歳以上 20 歳未満の者は、施行日に成年に達する。
- ・ 平成 16 年 4 月 2 日生まれ以降の者は、18 歳の誕生日に成年に達する。

秋田県看護職員修学資金貸与条例及び秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（保証人） 第四条 略 2 略	（保証人） 第四条 略 2 前項に規定する者が未成年者であるときは、保証人は、法定代理人でなければならない。 3 略
新	旧
（保証人） 第四条 略 2 略	（保証人） 第四条 略 2 前項に規定する者が未成年者であるときは、保証人は、法定代理人でなければならない。 3 略